

第1章 計画の作成にあたって

第1節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「障害児福祉計画」を一体として作成するものです。

本市の障害者の状況を踏まえた上で、国・県の計画、本市の最も基本となる計画である桐生市総合計画、桐生市地域福祉計画等の関連計画との整合性も保ちながら、本市の障害者施策の基本的な考え方と総合的な推進体制について定めています。

第2節 背景

1 国・県の動き

心身障害者対策基本法(昭和45(1970)年)に端を発する国の障害者施策は、行政の主体的判断に基づきサービスの利用を決定する「措置制度」から、利用者と事業者との契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」への移行(平成15(2003)年)などの転換点を経ながら、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25(2013)年)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年)、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30(2018)年。以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元(2019)年。以下「読書バリアフリー法」という。)、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4(2022)年。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)など、共生社会の実現に向け、障害者の権利擁護や社会参加促進のための取組が着々と進められてきています。

都道府県においても、市町村と同様に障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定が義務付けられており、定期的な見直しが図られています。群馬県では、平成5(1993)年度開始の「群馬県障害者施策行動計画～バリアフリーぐんま障害者プラン～」に始まり、現在は工賃向上計画を含めた4つの計画を一体とした「バリアフリーぐんま障害者プラン8」(令和3(2021)年度～8(2026)年度)が策定され、障害のある人のための施策が総合的に推進されています。

2 桐生市の動き

本市では、平成12(2000)年3月に、障害者を取り巻く状況や環境の変化に対応した総合的、体系的な施策の推進を図るために「桐生市障害者計画」(平成12(2000)年度～21(2009)年度)を策定しました。この計画では「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、社会にある様々なバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指してきました。

平成17(2005)年の1市2村での合併により、社会資源の変化や施策の相違が生じたこと、また、平成18(2006)年の障害者自立支援法施行によって市町村障害福祉計画作成が義務となったことなどを受け、平成18年度に前計画の見直しを図り、総合的な計画として新たな桐生市障害者計画(平成19(2007)年度～23(2011)年度)を作成しました。

その後も障害福祉計画・障害児福祉計画(※障害児福祉計画については平成30(2018)年度から。)については3年毎、障害者計画については平成23(2011)年度に新たな計画(平成24(2012)年～)を作成し、障害者を取り巻く社会環境の変化や障害者福祉の現状と課題を踏まえながら障害者施策を推進してきました。

前障害者計画は当初令和3(2021)年度までとなっておりましたが、国の障害者基本計画(第5次)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画との整合を図り、一体的な計画とするため2年間延長し、令和5(2023)年度までを期間としております。本計画は、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画がいずれも終期を迎えることを受け、令和6(2024)年度からの計画を一体的に作成するものです。

第3節 計画の期間

1 障害者計画

計画期間は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しに合わせ、中間年に見直しを行うこととします。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画は、平成18(2006)年10月に施行された障害者自立支援法の規定(※現在は障害者総合支援法の規定)により、3年毎に計画を作成してきました。今回は第7期となり、第3期障害児福祉計画と併せた計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で期間となります。また、前計画の実績を勘案しながら障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)を作成し、成果目標及び活動指標について、1年間毎に実績を把握し、分析・評価を行います。

なお、桐生市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)から意見聴取し、必要があると認めるときには、計画の変更、事業の見直し等を行います。

年度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
障害者計画	前障害者計画 (2年間延長)												本障害者計画 (6年間)					
障害福祉計画	第3期 計画		第4期 計画			第5期 計画			第6期 計画			第7期 計画			第8期 計画			
障害児福祉計画						第1期 計画			第2期 計画			第3期 計画			第4期 計画			